

のいずれかに該当することを確認しなければならない。

- 3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
- 4 前条第二項から第七項までの規定は、特定共済契約の締結の事業者等が第一項の規定による申出を承諾する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手続その他この款の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条～第三十六条の四 (略)

(広告等の規制)

第三十七条 特定共済契約の締結の事業者等は、その行う特定共済契約の締結の事業の内容について広告その他これに類似するものとして厚生労働省令で定める行為をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該特定共済契約の締結の事業者等の商号、名称又は氏名
 - 二 (略)
 - 三 当該特定共済契約の締結の事業者等の行う特定共済契約の締結の事業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
- 2 特定共済契約の締結の事業者等は、その行う特定共済契約の締結の事業に関して広告その他これに類似するものとして厚生労働省令で定める行為をするときは、特定共済契約の締結を行うことによる利益の見込みその他厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

第三十七条の二 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 特定共済契約の締結の事業者等は、特定共済契約を締結しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該特定共済契約の締結の事業者等の商号、名称又は氏名及び住所

- 二 (略)
 - 三 当該特定共済契約の概要
 - 四 手数料、報酬その他の当該特定共済契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
 - 五 顧客が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
 - 六 (略)
 - 七 前各号に掲げるもののほか、特定共済契約の締結の事業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして厚生労働省令で定める事項
- 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
- 3 (略)

(契約締結時等の書面の交付)

第三十七条の四 特定共済契約の締結の事業者等は、特定共済契約が成立したときその他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その特定共済契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第三十七条の五・第三十七条の六 (略)

(禁止行為)

第三十八条 特定共済契約の締結の事業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は特定共済契約の締結の事業の信用を失墜させるおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。

一～二 (略)

三 特定共済契約（当該特定共済契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、特定共済契約の締結の勧誘をする行為

四 特定共済契約（当該特定共済契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

五 特定共済契約（当該特定共済契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図

- ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。)の締結の勧誘を受けた顧客が当該特定共済契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は特定共済契約の締結の事業の信用を失墜させるものとして厚生労働省令で定める行為

第三十八条の二 (略)

(損失補てん等の禁止)

第三十九条 特定共済契約の締結の事業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特定共済契約の締結につき、当該特定共済契約について利用者に損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等(消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。)の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。)が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため、当該特定共済契約によらないで当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
 - 二 特定共済契約の締結につき、自己又は第三者が当該特定共済契約について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該特定共済契約によらないで当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
 - 三 特定共済契約の締結につき、当該特定共済契約について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該特定共済契約によらないで当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- 2 特定共済契約の締結の事業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 特定共済契約の締結につき、特定共済契約の締結の事業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)
 - 二 特定共済契約の締結につき、特定共済契約の締結の事業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)
 - 三 特定共済契約の締結につき、特定共済契約の締結の事業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた

要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

- 3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（特定共済契約の締結の事業者等又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該特定共済契約の締結の事業者等とその顧客との間において争いの原因となるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。

（ただし書 略）

- 4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

- 5 （略）

（適合性の原則等）

第四十条 特定共済契約の締結の事業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 特定共済契約の締結について、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして厚生労働省令で定める状況にあること。

第四十条の二・第四十条の三 （略）

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条、第三十八条第三号から第五号まで及び第四十条第一号 特定共済契約の締結の事業者等が行う特定共済契約の締結の勧誘の相手方

二 第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四 特定共済契約の締結の事業者等が申込みを受け、又は締結した特定共済契約の相手方

三・四 （略）

（貸付事業の運営に関する措置）

第十三条 共済を図る事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付

けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

(他の団体との関係)

第十三条の二 組合は、組合に関係がある事業を行うため必要であるときは、組合の目的及び他の法律の規定に反しない限り、他の法人又は団体に加入することができる。

第三章 組合員

(組合員の資格)

第十四条 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は、組合員となることができない。

- 一 地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者
- 二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者
- 2 地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者のほか、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。
- 3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者のほか、次に掲げる者であつてその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。
 - 一 その付近に住所を有する者
 - 二 当該職域内に勤務していた者
- 4 職域による消費生活協同組合のうち、大学その他の厚生労働省令で定める学校を職域とするものにあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号及び前項各号に掲げる者のほか、当該学校の学生を組合員とすることができる。
- 5 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。
 - 一 組合
 - 二 他の法律により設立された協同組織体で、第二条第一項各号に掲げる要件を備え、かつ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

(加入の自由)

第十五条 組合は、その組合員の数を制限することができない。

- 2 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(出資)

第十六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

- 2 組合員の出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、

かつ、均一でなければならない。

- 3 一組合員の有することのできる出資口数は、組合員の総出資口数の四分の一を超えてはならない。ただし、第十条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号の事業のうちいずれかの事業を行う連合会の会員にあつては、この限りでない。
- 4 組合員は、出資金額の払込みについて相殺をもつて組合に対抗することができない。
- 5 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(議決権及び選挙権)

第十七条 組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、各々一個の議決権及び選挙権を有する。ただし、連合会については、会員たる消費生活協同組合の組合員数に基づいて、定款で別段の定めをすることができる。

- 2 組合員は、定款の定めるところにより、第三十八条第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。
- 3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第二十六条第三項第三号を除き、以下同じ。）により行うことができる。
- 4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 5 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(過怠金)

第十八条 組合は、組合員が出資の払込みを怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に対して過怠金を課することができる。

(自由脱退)

第十九条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

- 2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第二十条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
 - 二 死亡又は解散
 - 三 除名
- 2 除名は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の議決によつてこれをす

ることができる。この場合において、組合は、その総会の会日から五日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員
- 二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員
- 三 その他定款で定める行為をした組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(払戻請求権)

第二十一条 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(脱退組合員の払込義務)

第二十二条 事業年度末において、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(時効)

第二十三条 前二条の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(払戻しの停止)

第二十四条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一条の規定による払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十五条 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第十九条及び第二十一条から第二十三条までの規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第二十五条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのに

これを拒んではならない。

- 一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四章 管理

（定款）

第二十六条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 事業
 - 二 名称
 - 三 地域又は職域
 - 四 事務所の所在地
 - 五 組合員たる資格に関する規定
 - 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
 - 七 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定
 - 八 第一回払込みの金額
 - 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 - 十 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定
 - 十一 組合員の権利義務に関する規定
 - 十二 事業の執行に関する規定
 - 十三 役員に関する規定
 - 十四 総会に関する規定
 - 十五 事業年度
 - 十六 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）
 - 十七 共済事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度
 - 十八 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
 - 十九 現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数
- 2 行政庁は、模範定款例を定めることができる。
 - 3 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
 - 一 官報に掲載する方法

- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
- 4 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 5 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
 - 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日
- 6 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これら」とあるのは、「消費生活協同組合法第二十六条第五項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

[準用条文] 会社法(読み替え後)

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条

- 3 消費生活協同組合法第二十六条第五項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（以下この章において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
 - 一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。
 - 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

(電子公告調査)

- 第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登

録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

（調査の義務等）

第九百四十六条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

- 2 調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。
- 3 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。
- 4 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

（電子公告調査を行うことができない場合）

第九百四十七条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与した場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

- 一 当該調査機関
- 二 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）
- 三 理事等又は職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人
- 四 理事等又は職員のうち当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第九百五十一条

- 2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（改善命令）

第九百五十三条 法務大臣は、調査機関が第九百四十六条の規定に違反していると認める

ときは、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(調査記録簿等の記載等)

第九百五十五条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下この条において「調査記録簿等」という。）を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求
- 二 調査記録簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 第一項に掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(規約)

第二十六条の二 会計又は業務の執行に関し、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

(共済事業規約)

第二十六条の三 組合は、共済事業を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

2 組合が責任共済又は責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「責任共済等」という。）の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金」とあるのは、「その実施方法、共済契約及び共済掛金」とする。

(貸付事業規約)

第二十六条の四 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法及び貸付けの契約に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

(定款の備置き及び閲覧等)

第二十六条の五 組合は、定款及び規約（以下この条において「定款等」という。）をそ

の各事務所に備え置かなければならない。

- 2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（役員の数）

第二十七条 組合には役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

（役員選挙）

第二十八条 役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。ただし、組合設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

- 2 理事は、組合員又は会員たる法人の役員でなければならない。ただし、組合設立当時の理事は、組合員になろうとする者又は会員になろうとする法人の役員でなければならない。
- 3 特別の理由があるときには、理事の定数の三分の一以内を限り、前項に該当しない者のうちから、これを選挙することができる。
- 4 その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役員若しくは使用人でなかつたものでなければならない。
- 5 前項に規定する「子会社」とは、組合が総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。第四章の三において同じ。）の過半数を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。
- 6 第四項の組合は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。
- 7 役員選挙は、無記名投票によつて行う。
- 8 投票は、一人（第十七条第一項ただし書の規定により選挙権につき定款で別段の定め

をする連合会にあつては、選挙権一個)につき一票とする。

- 9 第一項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（組合設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

(役員の補充)

第二十九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内にこれを補充しなければならない。

(組合と役員との関係)

第二十九条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格等)

第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

- 2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

(役員任期)

第三十条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当時の役員任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 前三項の規定は、定款によつて、役員任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十条の二 この法律又は定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき

者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

- 2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。

(役員職務及び権限等)

第三十条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

- 2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

[準用条文] 会社法(読み替え後)

(取締役の報告義務)

第三百五十七条 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主(監査役設置会社にあつては、監査役)に報告しなければならない。

- 2 (略)

(株主による取締役の行為の差止め)

第三百六十条 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害を生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2・3 (略)

(取締役の報酬等)

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける

財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
- 2 前項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

（監査役の選任に関する監査役の同意等）

第三百四十三条 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。

3・4 （略）

（監事等の選任等についての意見の陳述）

第三百四十五条 監事は、株主総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4・5 （略）

（監査役の権限）

第三百八十一条 （略）

2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（取締役への報告義務）

第三百八十二条 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（取締役会への出席義務等）